

別紙 1

以下の表のとおり、各項目毎に対象告示を改正する。

項目（注）	改正対象告示									告示改正（案）の概要
	水	排	土	調	溶	含	地	浸	浄	
ふっ素 （ふっ素及びその化合物）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	JISK0102の次期改正において、少量の試料で蒸留を行う小型蒸留操作の導入が検討されている。公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示を改正する。 JISK0102が引用するJISK0170の次期改正において、ハロゲンの影響を受ける場合の蒸留試薬溶液について、対応策の記載が検討されている。公定法としての検証が完了した「水約200mLに硫酸10mL、リン酸60mL、塩化ナトリウム10g、及びグリセリン250mLを加え、水で1000mLとしたもの」のみを適用可能とするように告示を改正する。
アルキル水銀 （アルキル水銀化合物）	○	○	○	○	○		○	○	○	抽出溶媒をベンゼンからトルエンに変更するように告示を改正する。
全シアン （シアン化合物）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	JISK0102の次期改正において、少量の試料で蒸留を行う小型蒸留操作の導入が検討されている。公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示を改正する。 JIS現行法において除外されている流れ分析法の蒸留操作について、公定法としての検証が完了したため、適用可能となるように告示を改正する。
アンモニア、 アンモニウム 化合物		○						○		JISK0102の次期改正において、少量の試料で蒸留を行う小型蒸留操作の導入が検討されている。公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示を改正する。
亜硝酸化合物、 硝酸化合物		○								JISK0102の次期改正において、「サリチル酸-インドフェノール青吸光光度法」の導入が検討されている。公定法としての検証が完了したため、適用可能となるように告示を改正する。
全窒素	○	○								JISK0102の次期改正において、加熱分解前処理操作の試料量及び試薬量の少量化の導入が検討されている。公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示を改正する。
全りん	○	○								JISK0102の次期改正において、加熱分解前処理操作の試料量及び試薬量の少量化の導入が検討されている。公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示を改正する。
フェノール類		○								JISK0102の次期改正において、少量の試料で蒸留を行う小型蒸留操作の導入が検討されている。公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示を改正する。 JIS現行法28.1.3が除外していた「くえん酸蒸留4-アミノアンチピリン発色CFA法」について、公定法としての検証が完了したため、適用可能となるように告示を改正する。
六価クロム （六価クロム化合物）	○		○	○	○	○	○		○	JISK0102の次期改正において、「液体クロマトグラフICP質量分析法」の導入が検討されている。公定法として検証が未了のため、適用除外となるように告示を改正する。

- (注) 水：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）  
 排：排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月環境庁告示第64号）  
 土：土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）  
 調：地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第17号）  
 溶：土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第18号）  
 含：土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第19号）  
 地：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号）  
 浸：水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年8月環境庁告示第39号）  
 浄：水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成8年9月環境庁告示第55号）